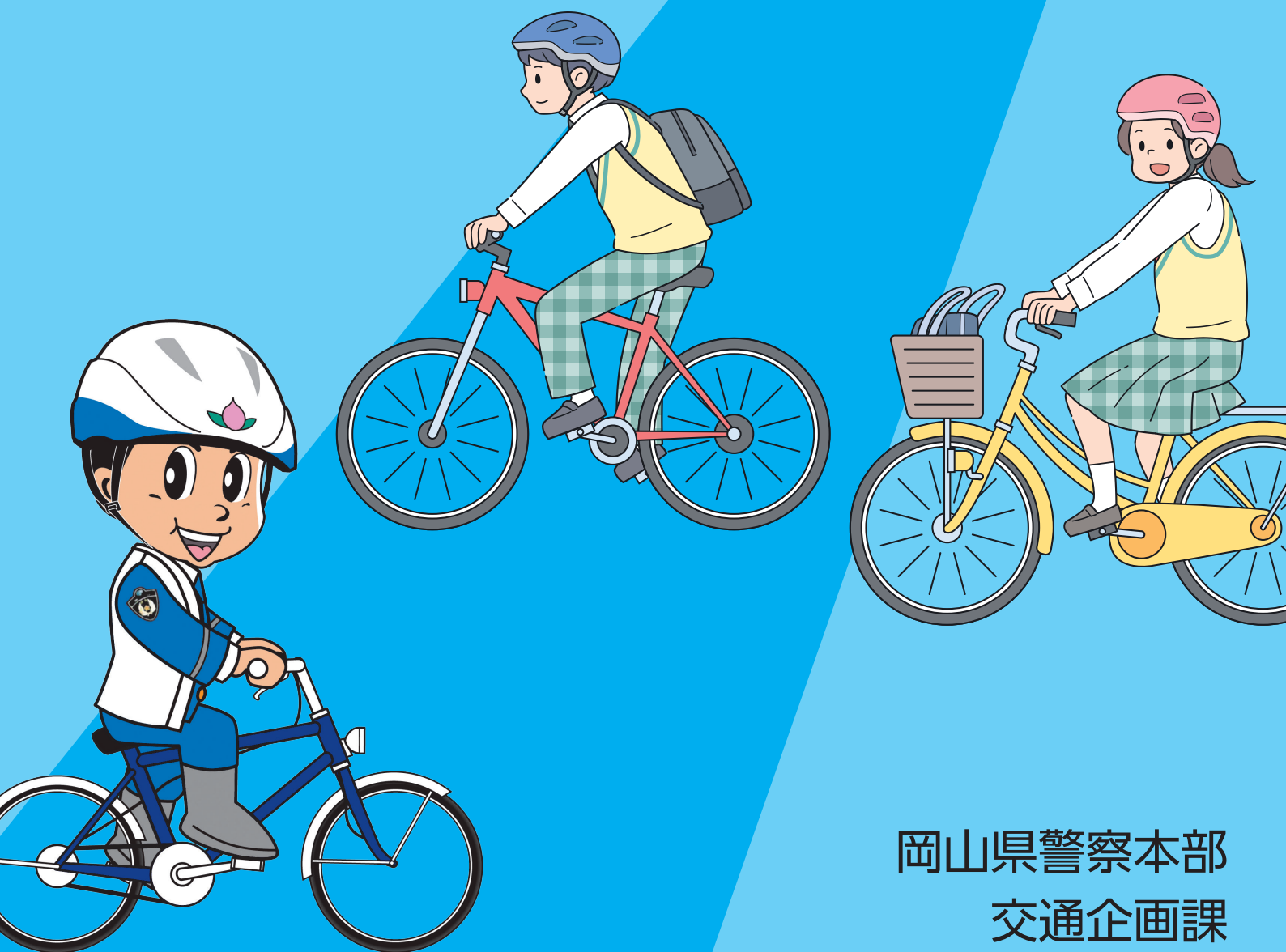


中・高校生 編

自転車 安全運転のススメ



岡山県警察本部
交通企画課



自転車 安全運転のススメ



1

岡山県警察本部 交通企画課

目 次

- ① 交通事故の発生状況を知ろう
- ② 自転車を安全に利用するために
- ③ 自転車の基本的な交通ルール
- ④ 交通違反や事故を起こした場合
- 補足 自転車安全利用五則



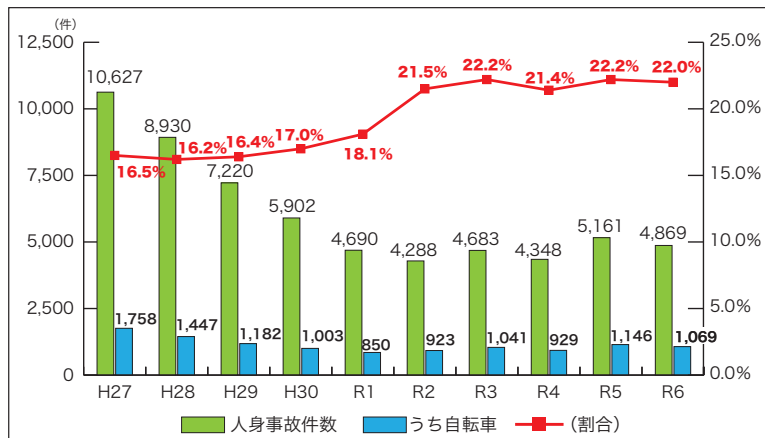
① 交通事故の発生状況を知ろう



岡山県内での
交通事故って
どのくらい発生してるか
知ってる？

自転車事故の発生状況

自転車に関係する人身交通事故件数
(H27年～R6年)



3

岡山県内の人身交通事故の件数は、
10年前に比べ
約6割減少していますが、
人身交通事故に占める

自転車事故の割合は、

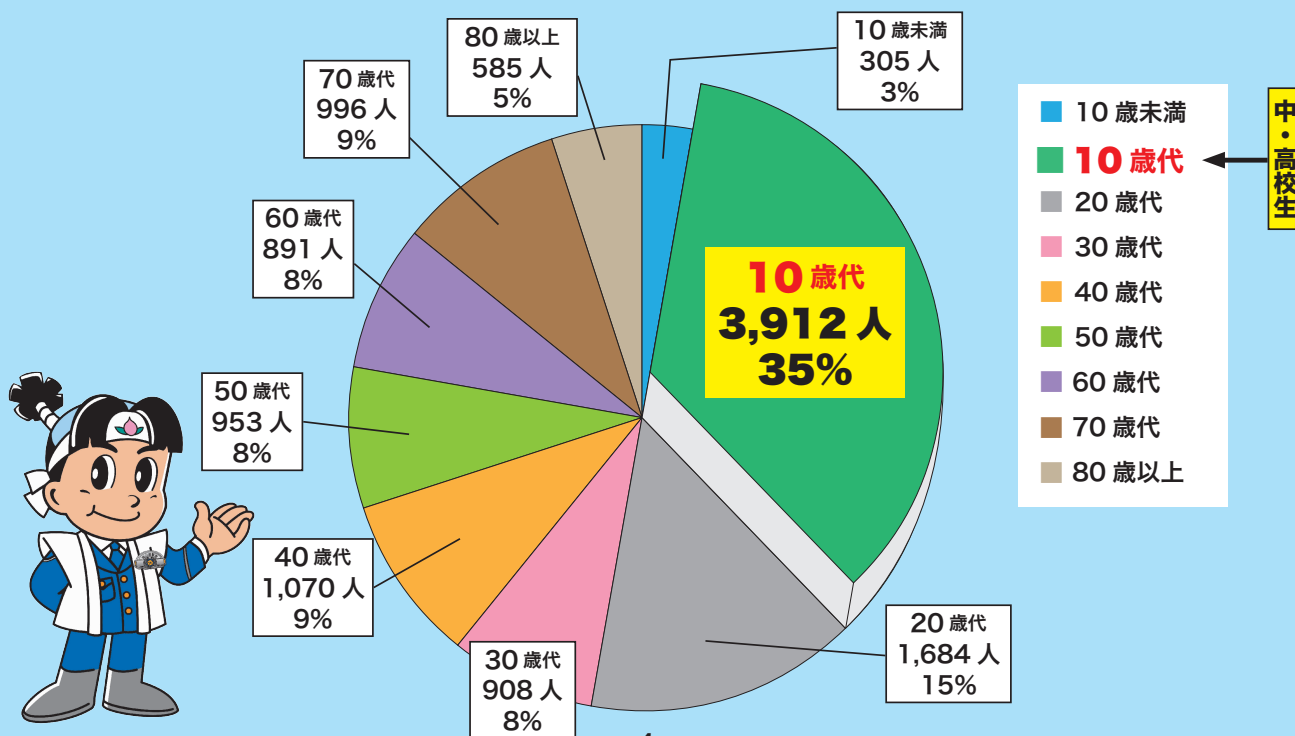
**10年間で
約1.4倍**に
増加しています。



年代別の自転車事故の発生状況

① 交通事故の発生状況を知ろう

自転車事故による年齢別死傷者数 (H27年～R6年)



4

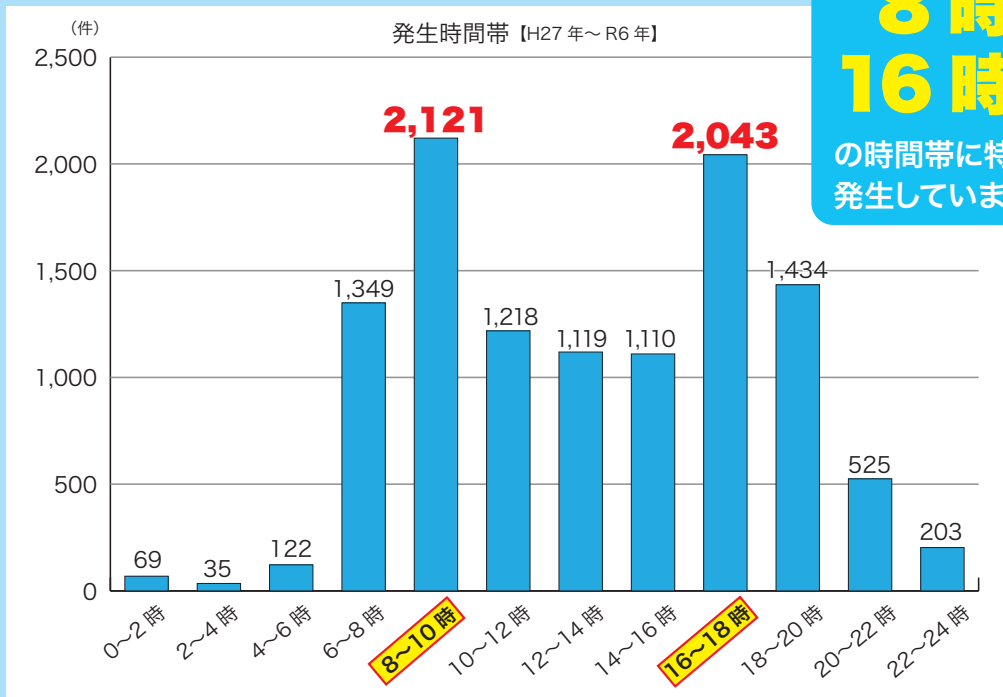
時間帯別の自転車事故の発生状況

① 交通事故の発生状況を知ろう

自転車乗車中の人身交通事故は、

8時～10時
16時～18時

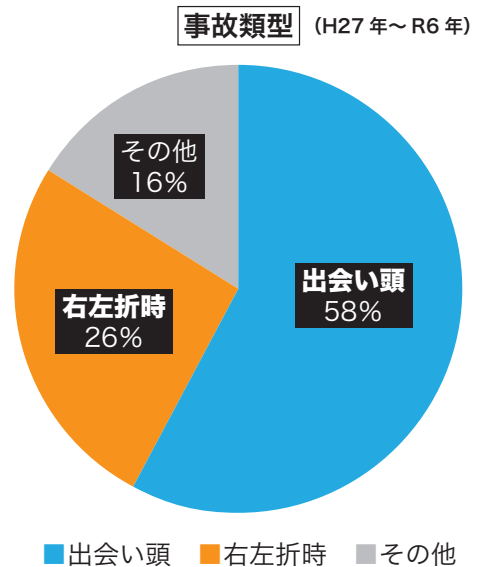
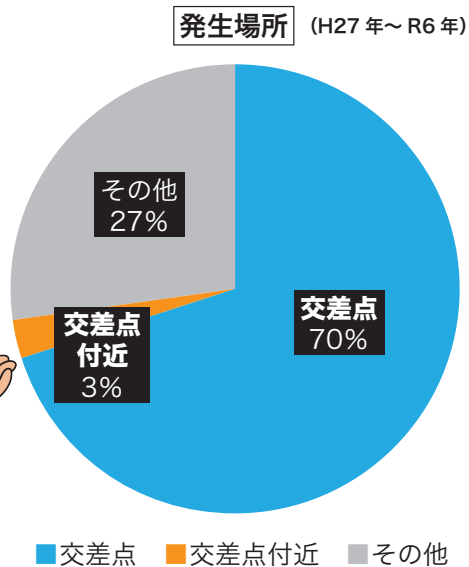
の時間帯に特に多く発生しています。



5

発生場所・事故類型

自転車事故の発生場所は、**交差点が約 7 割**
事故類型別では、**出会い頭が約 6 割**
右左折時が約 3 割



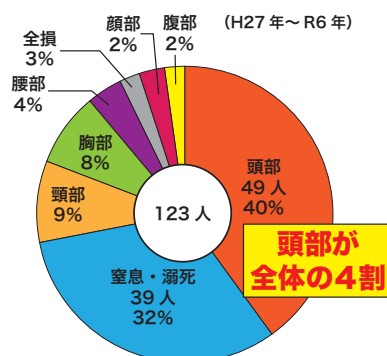
6

② 自転車を安全に利用するために

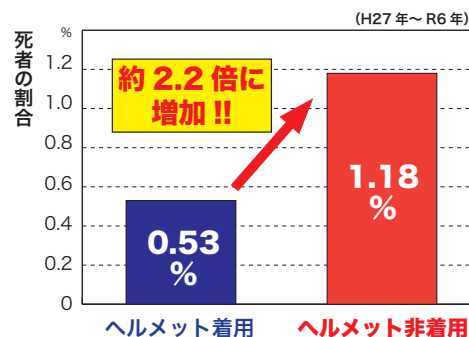


万が一の
自転車事故から
命を守るために
ヘルメットを
かぶろう！

自転車事故による 死者の主な損傷部位



ヘルメット着用の有無による 致死率の変化



自転車に乗車する者に対する乗車用ヘルメット着用

[道路交通法第63条の11]

- ① 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
- ② 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- ③ 児童又は幼児を保護する責任のあるものは、児童又は幼児が自転車を運転するとき、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

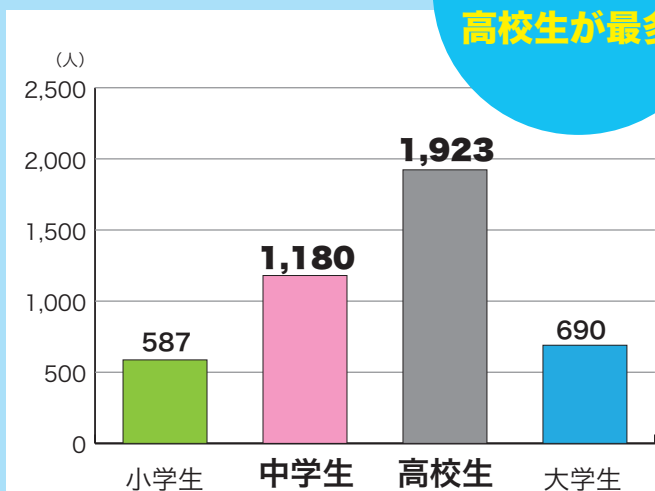
年代別ヘルメット着用状況

② 自転車を安全に利用するために

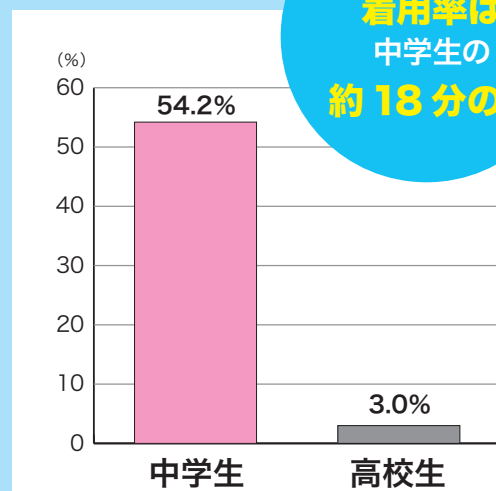
自転車に関係する人身交通事故の年代別状況

H27年～R6年

1. 学識別の死傷者数



2. 事故時のヘルメット着用状況



自転車ヘルメットの選び方・正しいかぶり方

② 自転車を安全に利用するために

サイズに合ったヘルメットをかぶる

自分の頭に合ったサイズのヘルメットを選ぶとともに、サイズ調節機能がある場合は、ヘルメットがずれたりしないようしっかり調整しましょう。

サイズ OK !



正しい角度でまっすぐかぶる

ヘルメットの先端が眉毛のすぐ上にくるように角度を合わせ、すぐに脱げたりしないようにまっすぐかぶりましょう。

角度 OK !



あごひもをきちんと締める

あごの下でしっかりバックルを固定し、あごひもとの間に指1本が入るくらいの長さに調節しましょう。

あごひも OK !



9

自転車の点検・整備

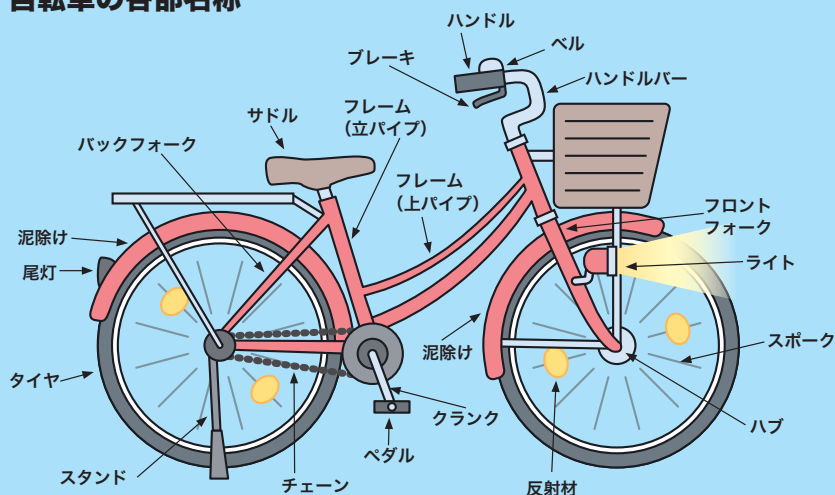
② 自転車を安全に利用するために

自転車を安全に利用するために、自転車の点検整備をしましょう。

点検の合言葉

ブ・タ・ハ・シャ・ベル

自転車の各部名称



ブ ブレーキ

前後輪ともよく効くか

タ タイヤ

空気は入っているか

ハ 反射材

反射材はついているか
ライトは明るくつくか

シャ 車体

車体やハンドルに
ガタつきはないか

ベル ベル

ベルはちゃんと鳴るか

10

③ 自転車の基本的な交通ルール

ごめい自転車の
交通ルールについて
詳しく勉強するよ

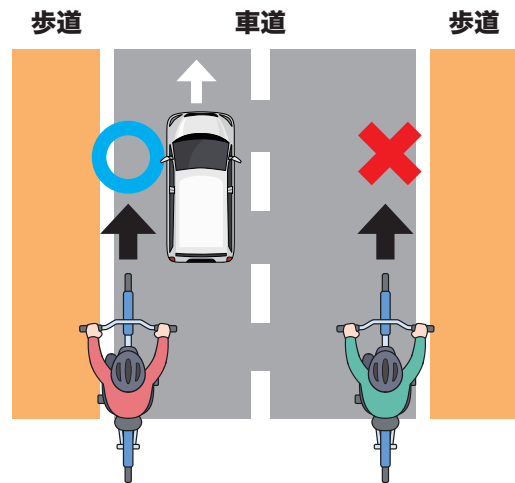


交通ルールを
守って安全に
通行しよう！

自転車の通行する場所

自転車は車道の
左側端に寄って通行

自転車の
交通ルールを知って
安全に乗らなさいね！



車道通行【道路交通法第17条第1項抜粋】

○ 自転車は、歩道の区別のある道路では、車道を通行しなければならない。（ただし、道路外の施設や場所に入り出すためやむを得ず歩道または路側帯を横断するときは、この限りでない。）

左側通行【道路交通法第17条第4項、第18条第1項抜粋】

○ 自転車は、道路（車道）の中央から左側端に寄って通行しなければならない。

自転車歩道が歩道を通行できる場合

③ 自転車の基本的な交通ルール

例外規定

① 歩道通行可の 標識・標示がある場合

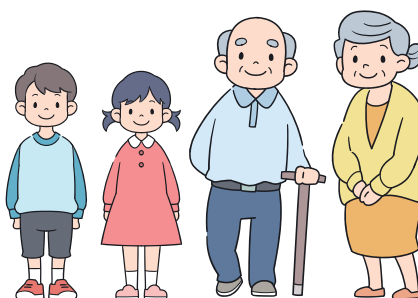


道路標識



道路標示

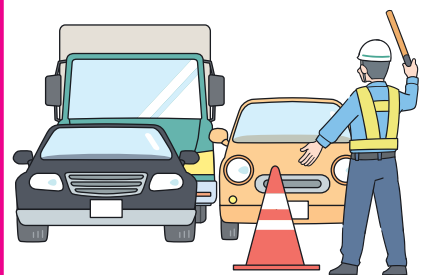
② 子どもや高齢者、 身体障害者が運転する場合



13歳未満
の子ども

70歳以上
の高齢者

③ 車道または交通の状況に 照らし通行の安全を確保す るためやむを得ない場合



道路工事や駐車車両が多い等の理由
で車道通行が困難な場合など

歩道を通行するときのルール

- ① 普通自転車で歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行※しなければなりません。

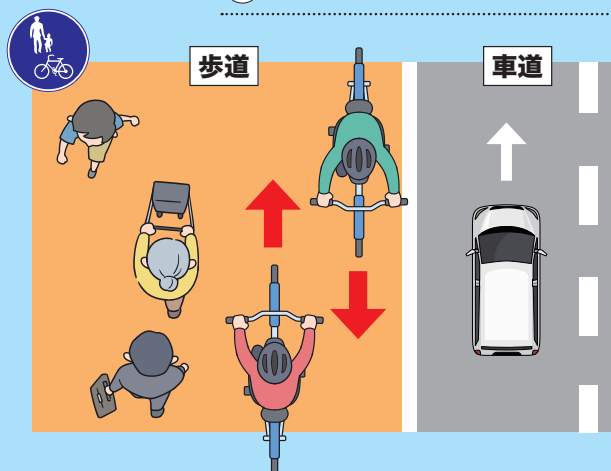
また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなる場合は、一時停止しなければなりません。

※徐行とは、直ちに停止することができるような速度で進行することをいいます。

- ② 歩道に「普通自転車通行指定部分」が設けられている場合には、普通自転車通行指定部分を徐行しなければなりません※。

※ただし、普通自転車通行指定部分については、歩行者がいない場合は、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができます。

③ 自転車の基本的な交通ルール



普通自転車通行指定部分

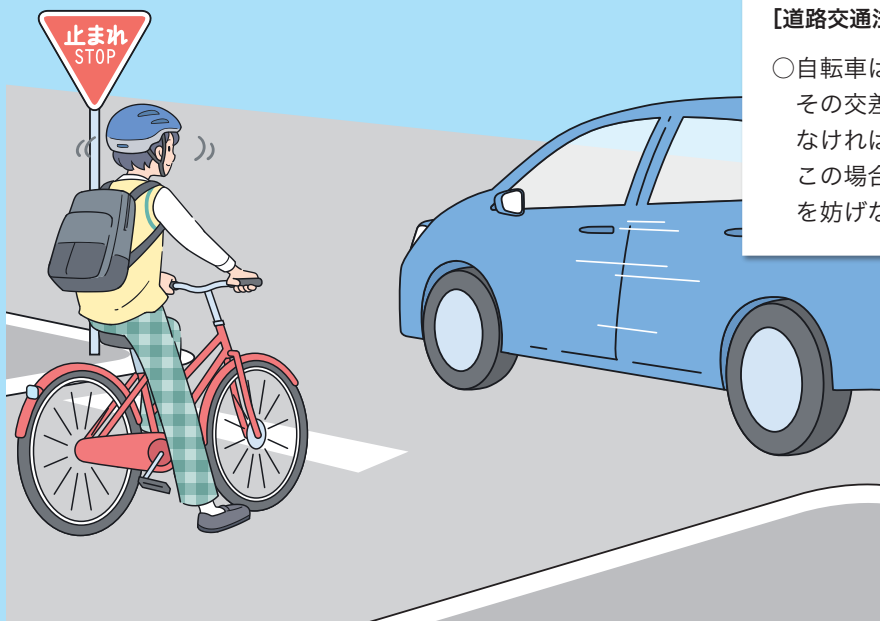
交差点での通行方法

③ 自転車の基本的な交通ルール

一時停止

【道路交通法第43条抜粋】

- 自転車は、一時停止の標識がある交差点では、その交差点の（停止線の）直前で一時停止しなければならない。
- この場合、交差道路を通行する車両等の通行を妨げないようにしなければならない。



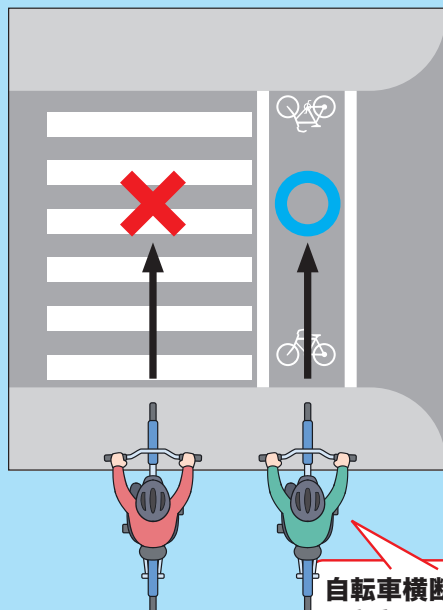
左右確認も
しっかりと!



自転車横断帯での通行方法

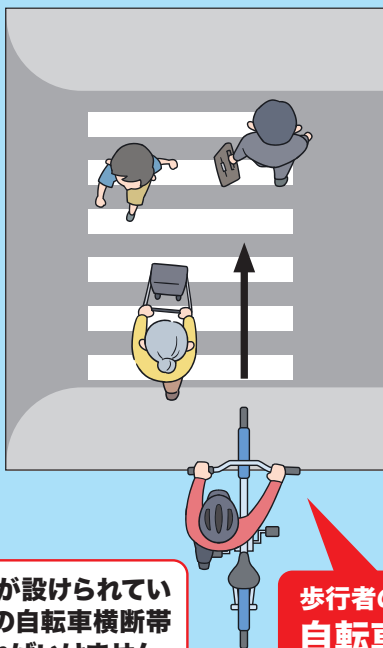
③ 自転車の基本的な交通ルール

自転車横断帯あり



自転車横断帯が設けられているときは、その自転車横断帯を通行しなければいけません。
(道路交通法第63条の6、第63条の7)

自転車横断帯なし



歩行者の通行を妨げる時は、
自転車を押し歩き！

横断歩道は

歩行者のための場所

ですので、

横断中の歩行者がいないなど
歩行者の通行を妨げる
おそれのない場合を除き、

**自転車に乗ったまま
通行してはいけません。**

(交通の方法に関する教則)



15

守るべき信号

車道通行時と歩道通行時

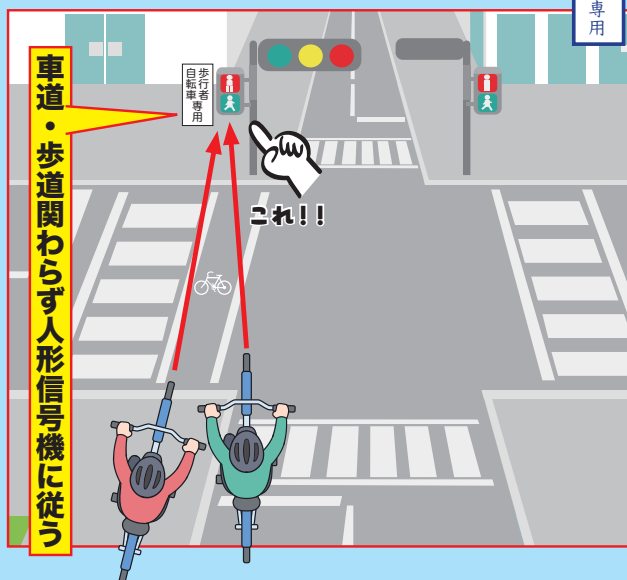


歩行者・自転車専用信号に従う義務

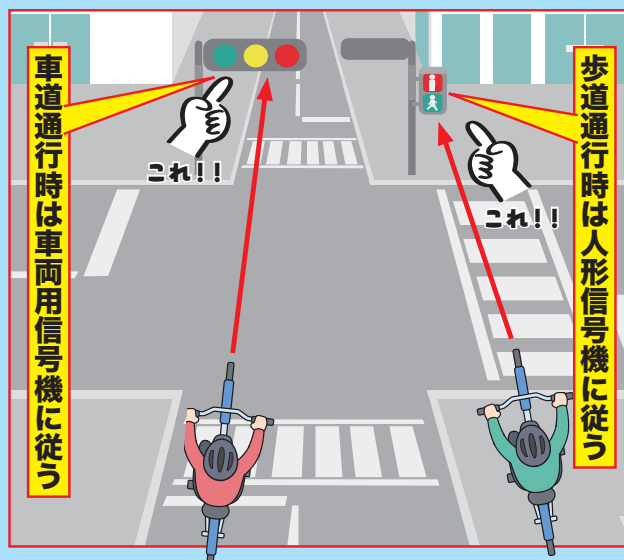
[道路交通法第7条、施行令第2条第5項抜粋]

人形信号機に 「歩行者・自転車専用」の標示板があるとき

歩行者
自転車専用



人形信号機に標示板がないとき



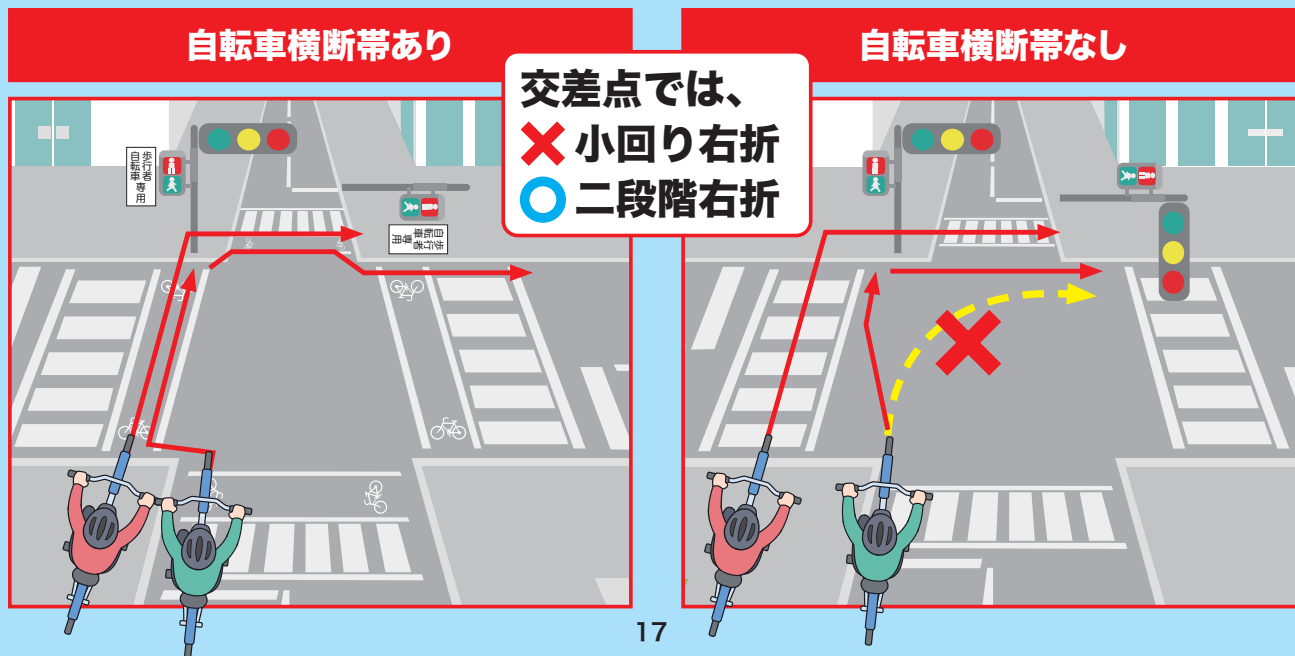
16

交差点の右折方法

③ 自転車の基本的な交通ルール

自転車横断帯が設けられているときは、その自転車横断帯を通行しなければいけません。(道路交通法第63条の6、第63条の7)

あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、交差点の側端に沿って徐行しなければいけません。(道路交通法第34条第3項)



17

道路標識の意味

③ 自転車の基本的な交通ルール

自転車に乗るうえで、気をつけておくべき標識です。



自転車は **自転車を除く** という補助標識がついていれば、除外されます。
軽車両を除く

18

④ 交通違反や事故を起こした場合

令和8年
4月1日～

自転車への交通反則通告制度の導入

自転車の指導取締りの基本的な考え方

- 自転車の交通違反を認知した場合、基本的には現場で指導・警告を実施
- ただし、その違反が交通事故の原因となるような、悪質・危険な違反であるときは検挙の対象
- 指導取締りは、各警察署が指定した「自転車指導啓発重点地区・路線」等を中心に、事故の多い時間帯を重点的に実施

対象となる違反は
113種類も
あるんだよ

自転車の
交通ルールって
いっぱいあるんだね
守らなければ
どうなるの？

自転車の
交通反則通告制度
について学ぼう！



交通違反の認知

指導警告

- 例) ・スピードを出して歩道を通行
・16歳未満の者による違反

重大な違反や事故を起こしたとき ⇒ 刑事手続

- 例) ● 酒酔い運転・酒気帯び運転、妨害運転等
● 違反により実際に交通事故を発生させた場合等

16歳以上の者による反則行為 ⇒ 青切符

- 例) ● スマホを持って画像を注視したり・通話する
● 信号無視をして交差点に進入し、他の車両に急ブレーキをかけさせた場合等

悪質・危険な
違反

検挙

19

青切符の導入前と導入後の違い

④ 交通違反や事故を起こした場合

導入前

(刑事手続)

検 挙

① 違反現場での手続

② 出頭・取調べ

検察官が起訴

③ 裁 判

有罪判決

④ 罰金の納付等

終 了

※ 酒酔い運転・酒気帯び運転、妨害運転などの重大な違反については、青切符の導入後も刑事手続により処理されます。

いわゆる
「前科」がつく

導入後

(交通反則通告制度)

検 挙

① 青切符の交付

② 反則金の仮納付

②で仮納付
しなかったとき

③ 反則金の納付

終 了

現場での
手続が迅速に

反則金を納付したときには、取調べや裁判を受ける必要はなく、手続が終了する

反則金を納付すれば、裁判を受けたり、有罪判決を受けいわゆる「前科」がつくことがない



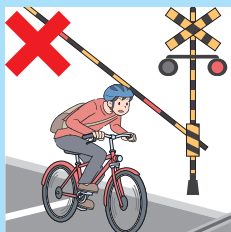
20

主な反則行為の例

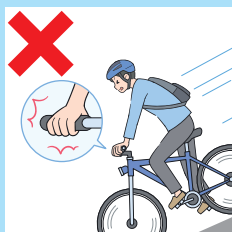
④ 交通違反や事故を起こした場合



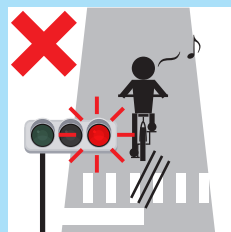
ながらスマホ
(携帯電話使用等 (保持))
反則金 **12,000 円**



遮断踏切立入り
反則金 **7,000 円**



ブレーキなし自転車
(自転車制動装置不良)
反則金 **5,000 円**

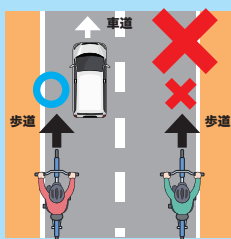


信号無視
(赤色等)
反則金 **6,000 円**



指定場所一時不停止
反則金 **5,000 円**

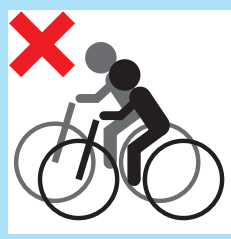
紹介しているのは
反則行為の一例です。
交通ルールを守って
自転車を安全に
利用しましょう。



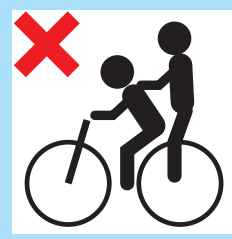
右側通行
(通行区分違反)
反則金 **6,000 円**



傘さし運転
(公安委員会遵守事項違反)
反則金 **5,000 円**



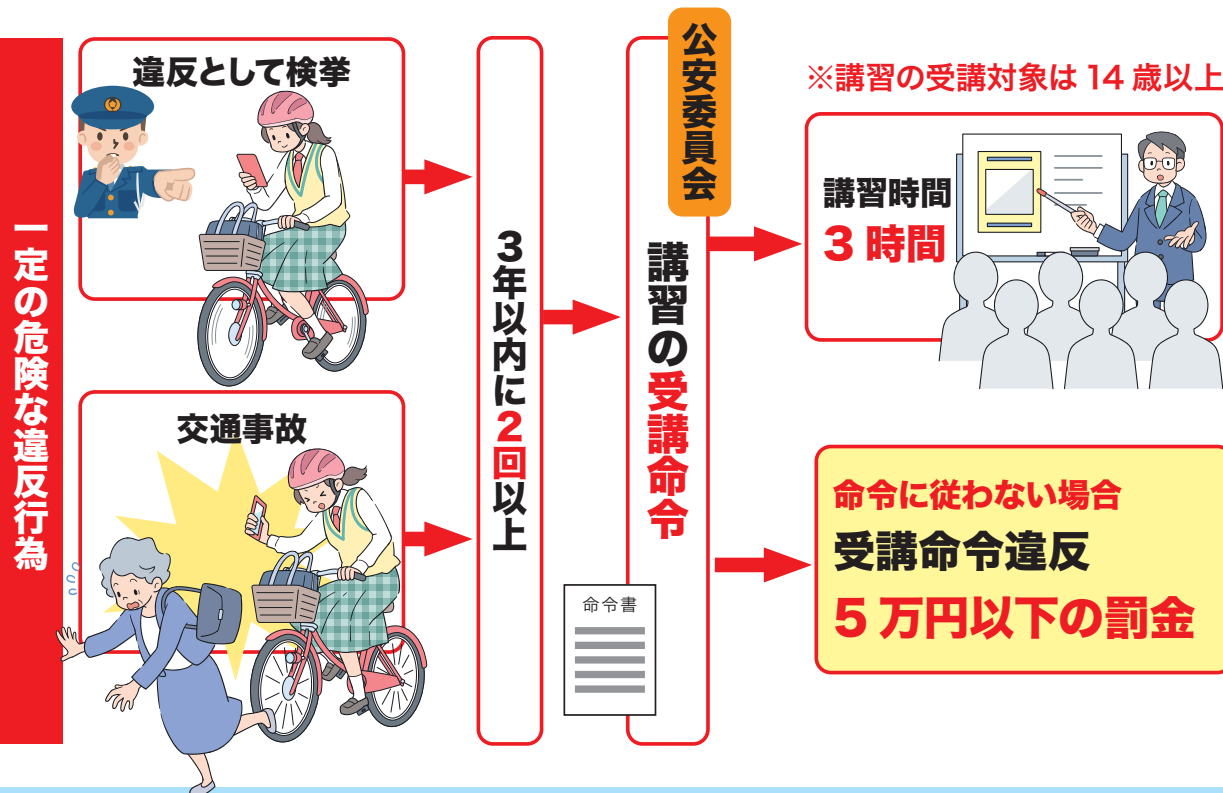
並進禁止違反
反則金 **3,000 円**



2人乗り
(軽車両乗車積載制限違反)
反則金 **3,000 円**

自転車運転者講習制度

④ 交通違反や事故を起こした場合



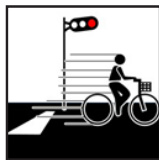
自転車運転者講習の対象となる危険行為 (16 類型)

④ 交通違反や事故を起こした場合

①

信号無視

信号機の信号などに従わない行為



②

通行禁止違反

道路標識などで自転車の通行が禁止されている道路や場所を通行する行為



③

歩行者用道路における車両の義務違反

自転車の通行が認められている歩行者用道路を通行する際に、歩行者に注意をせず、徐行しないなどの行為



④

通行区分違反

車道の右側通行や右側に設置された路側帯を通行する行為



⑤

路側帯通行時の歩行者の通行妨害

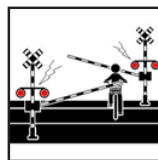
自転車が通行できる路側帯で歩行者の通行を妨げるような速度と方法で通行する行為



⑥

遮断踏切立入り

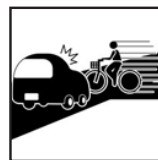
遮断機が閉じていたり、閉じようとしている踏切や、警報器が鳴っている時に踏み切りに立ち入る行為



⑦

交差点安全進行義務違反

信号機のない交差点で左から来る車両や優先道路などを通行する車両の進行を妨害する行為



⑧

交差点優先通行妨害

交差点で右折するときに、直進や左折しようとする車両の進行を妨害する行為



自転車運転者講習の対象となる危険行為 (16 類型)

④ 交通違反や事故を起こした場合

⑨

環状交差点安全進行義務違反等

環状交差点内を通行する車両の進行を妨害する行為



⑩

指定場所一時不停止等

一時停止の標識などを無視して進行する行為



⑪

歩道通行時の通行方法違反

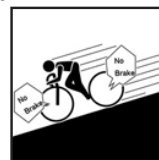
車道寄りを徐行しなかったり、歩行者の通行を妨害するなどの行為



⑫

制御装置 (ブレーキ) 不良自転車運転

ブレーキ装置がなかったり、ブレーキの性能が不良な自転車で運転する行為



⑬

酒気帯び運転

酒気を帯びた状態で自転車を運転する行為



⑭

安全運転義務違反

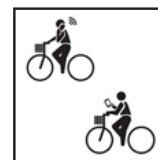
ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、また他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為



⑮

携帯電話使用等

スマートフォンなどを手で保持して自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為



⑯

妨害運転

通行妨害目的で、交通の危険のおそれのある方法による違反(急ブレーキ等) をする行為

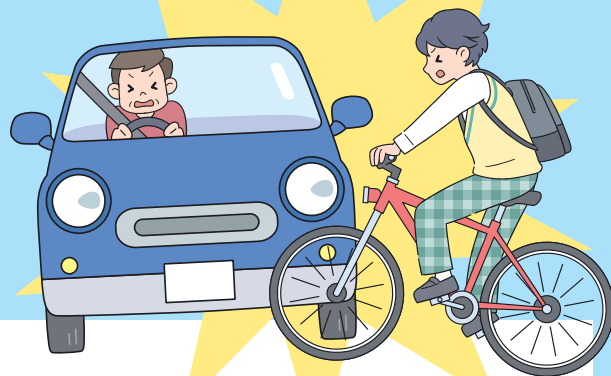


交通事故を起こした場合

負傷者の救護・警察への通報

重要!

**交通事故があったら必ず届出!
自己判断で立ち去らない!**



交通事故が発生したら必ずすること

運転を停止して
負傷者の救護

道路における
危険を防止する措置

警察官に交通事故が発生した
日時と場所等を報告

救護（緊急） 措置義務

〔道路交通法第 72 条第 1 項前段〕

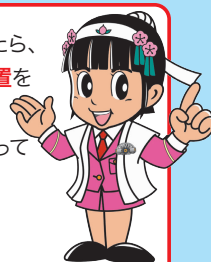
→ 交通事故があったときは、その自転車の運転者は、直ちに自転車の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する措置を講じなければならない。

報告義務

〔道路交通法第 72 条第 1 項後段〕

→ 交通事故があったときは、その自転車の運転者は、救護（緊急）措置を講じた後、直ちに最寄りの警察署等の警察官に、当該交通事故が発生した日時及び場所、死傷者の数及びその負傷の程度、損壊した物及びその損壊の程度等を報告しなければならない。

交通事故を起こしてしまったら、慌てず、その場で必要な措置をしてください。
相手が立ち去ったからといって届け出をしないと、**当て逃げ**や**ひき逃げ**になる可能性があります。



25

自転車の保険に加入しましょう

自転車事故が発生した際の被害者の保護と、損害賠償責任を負った場合の経済的負担の軽減を図るため、自転車保険に加入しましょう。

※岡山県では令和6年10月1日から自転車保険の加入が義務化

実際にあった事故と裁判例紹介

自転車利用者が高額賠償や実刑を命じられた判決事例

前方不注視

神戸地裁

2013 年 7 月

9,521 万円

坂道を下っていた小学 5 年生の自転車が歩行中の 62 歳女性と衝突。女性は意識不明。

信号無視

東京地裁

2007 年 4 月

5,438 万円

信号を無視した 37 歳男性の自転車が横断歩道を歩行中の 55 歳女性と衝突。女性は死亡。

無灯火

大阪地裁

2007 年 7 月

3,000 万円

歩道上で無灯火の 15 歳少年の自転車が歩行中の 62 歳男性と正面衝突。男性は死亡。

危険な横断

大阪地裁

2011 年 11 月

禁固 2 年

60 歳男性の自転車が安全確認をせずに渋滞の切れ目から道路を横断。その自転車を避けようとしたタンクローリーが歩道に乗り上げ男性 2 人と衝突。男性 2 人は死亡。自転車が死亡事故を誘発したとして実刑判決。



④ 交通違反や事故を起こした場合

26

自転車安全利用五則

自転車安全利用五則を守ろう

①

車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

③

夜間はライトを点灯

②

交差点では信号と
一時停止を守って、
安全確認



④

飲酒運転は禁止

⑤

ヘルメットを着用

ま と め

自転車の
交通ルールを守って
毎日を安全に!



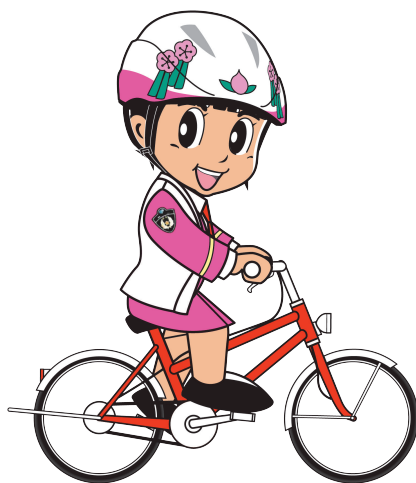
自転車も
ルールを守って
安全運転!

きょう習った
自転車の
交通ルールを守って
快適な
自転車通学を!



自転車の詳しい
交通ルールは
こちら
(岡山東警察 HP)





岡山県警察本部 交通企画課